

愛媛県教育委員会教育長 様

高校生等奨学給付金受給申請書

次の4点を確認の上、□にレ点を付けてください。

- ☐ この申請書の記載内容は、事実と相違ありません。
☐ この申請書に虚偽の記載があった場合は、愛媛県の求めに従いその全額を即時返還します。
☐ 私は愛媛県以外の都道府県に高校生等奨学給付金の申請は行っておりません。
☐ この申請の対象となる高校生等は児童福祉法による児童入所施設措置費（見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く。））の支弁対象ではありません。

（記入に当たっては、別紙の「記入上の注意」及び「留意事項」をよく読んでから記入してください。）

高校生等奨学給付金の受給を申請します。

申請者住所等	〒	ふりがな	
	TEL () -	申請者氏名	
高校生等との関係	親権者 ・ 未成年後見人 ・ 未成年後見人である里親 ・ 主たる生計維持者 ・ 高校生等本人 ・ その他 ()		
基準日	令和 年 月 日	当年度中の前倒し給付受給の有無 ※前倒し給付申請時は記入不要	☐ 有 ☐ 無 【有の場合】 受給した都道府県名 () 都・道・府・県 受給額 () 円

※基準日は、6月までの家計急変の場合は「7月1日」、7月1日以降の家計急変の場合は「申請日の属する月の翌月初日（その日が月の初日であるときは、その日）」を記入してください。なお、入学前に家計が急変した新入生で、4～6月分相当額の前倒し給付を申請する場合は、「4月1日」と記入してください。

【1】記入が必要となる様式について

（次の①～④のいずれかの□にレ印を付けて、申請に必要な様式に記入してください。様式第1号の2の3はすべての申請で記入が必要な様式です。別紙は記入上の注意です。）

①	☐	申請者の在住する都道府県と高校生等が通う学校の所在する都道府県が同じです。
		⇒ 様式第1号の2の2【1】・【2】、様式第1号の2の3 を記入してください。 【高等学校等就学支援金等（※）の支給決定通知を添付】
②	☐	申請者の在住する都道府県と高校生等が通う学校の所在する都道府県が異なります。
		⇒ 様式第1号の2の2【1】・【3】・【4】、様式第1号の2の3 を記入してください。 【国籍・在留資格等が確認できる書類を添付】
③	☐	きょうだいで、通う学校の所在する都道府県が異なります。
		⇒ ①に該当する高校生等：様式第1号の2の2【1】・【2】、様式第1号の2の3 を記入してください。 ⇒ ②に該当する高校生等：様式第1号の2の2【1】・【3】・【4】、様式第1号の2の3 を記入してください。 【①と②の書類をそれぞれ添付】
④	☐	いずれを選択してよいか分かりません。
		⇒ 様式第1号の2の2【1】・【3】・【4】、様式第1号の2の3 を記入してください。 【国籍・在留資格等が確認できる書類を添付】

※高等学校等就学支援金等に含まれる事業 ア 高等学校等就学支援金、イ 高等学校等修学支援事業費補助金（高校生等・新修学支援）、ウ 高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）

【扶養親族の状況について】

基準日現在、上記の「対象となる高校生等」以外に扶養親族がいる場合には、必ず記入してください。

氏 名	続柄	生年月日 (年齢：基準日時点)	学校・学年・職業等	備考
(例) 愛媛 花子	妹	H24年8月2日 (満12歳)	〇〇町立〇〇中学校1年	

※学校確認欄

学校受付日	令和 年 月 日	※受付印押印時は省略可
①対象区分	☐ 新制度 ☐ 旧制度	支給額 円 (7月以降月割は計算式も記入) 年額 円× 月/12月
②通信制と通信制以外の別	☐ 通信制 ☐ 通信制以外	
③家計急変後の世帯区分	☐ 生活保護世帯 ☐ 非課税世帯	
	☐ 所得割額105,500円未満の世帯 ☐ 所得割額105,500円以上182,500円未満の世帯	
④支給相当月数	☐ 4～6月分 ☐ 年額	
	☐ 7月以降月割 (月～ 月分)	